第11次鳥獣保護管理事業計画等(骨子案)に対する提出意見及び県の考え方

■ 第11次鳥獣保護管理事業計画(骨子案)

意見の内容

意見に対する県の考え方

○鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関すること

鳥獣保護区の指定について各種条件が記載されているが、調査に時間を要し、保護すべき鳥獣が減少した後の指定となることのないようにしていただきたい。

鳥獣保護区の指定に当たっては、その目的、効果 等に十分留意し、計画的に進めていくこととしてい ます。

○鳥獣保護管理事業の実施体制に関すること

研修計画(第33表)に研修等の人数が記載されているが、地域ごとに担い手の確保・育成を進めていくため、地域別の具体的目標人数が必要と思う。

御意見を踏まえ、実施に当たり、地域バランスに 配慮して進めてまいります。

捕獲した鳥獣の食肉等としての活用は重要なことであり、計画では「活用の推進に努める」との記載にとどまっているが、実施段階で各種施策を推進していただきたい。

市町や関係団体と連携して、捕獲等した鳥獣の学術研究や食肉等としての活用に努めていきます。

「鳥獣保護管理」と「森林保全活用」 は密接に関わっていると思われるこ とから、『「やまぐち森林づくり県民 税」第3期対策(案)』と連動して対 応していただきたい。 鳥獣の生息環境整備を図るため、「やまぐち森林づくり県民税」を活用した、健全で多様な森林づくりの推進に努めていきます。

■ 第3期第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画(骨子案)

意見の内容

意見に対する県の考え方

○特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関すること

「公益森林整備事業(やまぐち森林づくり県民税関連事業)」について記載しているが、同時期に意見募集を行っている『「やまぐち森林づくり県民税」第3期対策案』には、特に鳥獣対策と関連する記載がないと思う。他部署との連携を密にして取り組んでいただきたい。

生息地の整備を図るため、やまぐち森林づくり県 民税を活用した荒廃森林の整備や造林事業等によ る広葉樹の植栽など、健全で多様な森林づくりの推 進に努めています。

■ 第3期第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(骨子案)

意見の内容

意見に対する県の考え方

〇背景及び目的に関すること

適正生息頭数は500頭とせず、 500頭が見通せる段階までは限り なくゼロを目指すべき。 本計画は、シカ個体群の長期にわたる安定的な維持を図ることを最終目的としており、将来的に絶滅を回避できる生息個体数として500頭程度を目標として掲げたものです。

○鳥獣の数の調整に関すること

年間捕獲目標頭数が低すぎる。これ までの状況から、数万頭単位でないと 減少に転じないことは明白だ。 国による個体推定結果等を踏まえ、平成28年度 末の生息頭数の16,000頭に向け、年間捕獲目 標頭数を設定したものです。

なお、本計画が終了する平成28年度の個体数推 定結果により、これ以降の年間捕獲目標頭数を新た に設定することとしています。

一切の規制の解除や夜間銃猟の実施等により、がむしゃらに捕獲すべき。

本計画は生息頭数を適正な水準に減少させる等の「管理」を明確化したものであり、国が新たに創設した「指定管理鳥獣捕獲等事業」等を活用し、捕獲の一層の強化を図ることとしています。

個体数管理の目標である年間 5,200 頭の捕獲を達成するためには、狩猟者 の確保を図るとともに、増加傾向にあ るわな猟者の捕獲技術の向上を図る ことが必要。 ご意見を踏まえ、わな猟者の捕獲技術の向上を図るための各種研修を実施するとともに、新たな捕獲技術の研究・開発を行うこととしています。

銃猟による捕獲も必要と思うが、銃 猟の登録者が減少していることから、 わなによる捕獲対策の強化を図るべ き。

捕獲の担い手確保について、現状及 び目標を記載すべきでないか。 現在の捕獲の担い手の状況については、計画に記載しています。

また、具体的な目標は定めていませんが、鳥獣保護法の改正により、わな猟免許の取得可能年齢の引き下げや、「認定鳥獣捕獲等事業者制度」の導入が行われたことから、これらの制度も活用し、新たな捕獲の担い手確保に努めていきます。

〇生息地の保護及び整備に関すること

森林整備に関する記載が特にない。 生息環境の整備について、改善の努

生息環境の整備について、改善の努力が必要。

生息環境の整備を図るためには、森林整備は重要であることから、本計画では、人工林の間伐等による下層植生の回復等により多様な森林づくりなどを実施することとしています。

○その他管理のために必要な事項に関すること

防護柵の設置を全て公費により速 やかに実施すべき。 国の交付金等を活用し防護柵設置の補助を行っております。

生息数の増加や生息区域の拡大が 見られることから、継続的な生息調査 が必要と思う。

適正な管理を実施するため、継続的に生息状況調査(生息分布、生息密度、生息頭数)を実施することとしています。

市町、猟友会等関係機関への情報提供、広域連携による効果的な捕獲対策等を実施する必要がある。

捕獲対策等の推進に当たっては、市町や関係機関 と緊密に連携して、効果的な実施に努めていきま す。 県民に対し、毎年度状況を報告すべ き。

計画の進捗状況については、「山口県自然環境保 全審議会鳥獣保護部会」等において評価し、「環境 白書」やホームページ等において公表しています。

■ 第3期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(骨子案)

意見の内容

意見に対する県の考え方

〇個体群管理の目標

農林業被害額は依然高水準にある ことから、捕獲目標 18,000 頭を維持 する本計画に賛成する。 被害額のさらなる縮減を図るため、引き続き、市 町や関係団体との連携のもと、捕獲の推進に取り組 んでいきます。

年間 18,000 頭の捕獲目標を達成するためには、減少著しい銃猟者の確保を図るとともに、増加傾向にあるわな猟者の捕獲技術の向上に繋がる研修会の開催など、捕獲の担い手の確保・育成を図る必要がある。

わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、防護柵設置などの被害防除対策とあわせて効果的な捕獲対策を検討し、捕獲頭数の増加につなげていただきたい。

年間捕獲目標の達成に向け、農林業者等への狩猟 免許試験のPRや県下各地での試験の実施、免許取 得経費の助成により銃猟者等の確保を図るととも に、わな猟免許新規取得者等への技術研修等の実施 により、捕獲技術の向上に努めていきます。

また、狩猟期間の延長やくくりわなの輪の直径に 関する規制緩和の継続実施により、狩猟の促進を図っていきます。

■ 二種特定鳥獣(カワウ)管理計画(骨子案)以外の4つの計画(骨子案) に共通すること

意見の内容

かなり専門性の高い計画であることから「県民全般からの意見募集」の他に、利害関係者への積極的な聞き取りをした上で、計画の策定や施策の実施を行っていただきたい。

意見募集期間に年末年始を含み、また他の実施案件も多数あり、5つの計画で合計100頁以上の資料もある案件について、通常と同じ1ヶ月間で意見を提出することは困難です。1~2週間の期間延長又は意見募集の再実施を求めます。

今後、パブリック・コメントを実施 する際には、案件の内容や時期、同時 期に実施する案件数等を考慮して、意 見の募集期間を設定していただきた い。

当案件の意見募集は県のホームページで承知したが、インターネットを利用しない県民も多数いると思う。当パブリック・コメントの広報について、ホームページ以外でどの程度実施したのか示していただきたい。

意見に対する県の考え方

計画の策定に当たっては、市町や関係団体等の意見を聴取するとともに、学識経験者や関係団体等で構成する山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会で審議を行っています。また、市町や関係団体と連携して各種施策を推進しています。

意見の募集については、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、実施しているところです。

ご意見については、今後の計画策定において参考 とさせていただきます。

パブリック・コメントの実施については、報道発表や新聞広告等により、県民の皆様への周知に努めました。